

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定並びに公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 200 号）及び公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年国土交通省令第 47 号）の施行による。

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

立川市営住宅条例（平成9年立川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) ……略…… (3) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に<u>掲げる</u>収入をいう。 (4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に<u>掲げる</u>公営住宅建替事業をいう。 （使用者の資格） 第6条 ……略…… 2 次の各号の一に該当する者は、前項第2号の<u>定め</u>にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1) ……略…… (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に<u>掲げる</u>障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの ア～ウ ……略…… (3)～(7) ……略…… (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) ……略…… (3) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に<u>規定する</u>収入をいう。 (4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に<u>規定する</u>公営住宅建替事業をいう。 （使用者の資格） 第6条 ……略…… 2 次の各号の一に該当する者は、前項第2号の<u>規定</u>にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1) ……略…… (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に<u>規定する</u>障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの ア～ウ ……略…… (3)～(7) ……略…… (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成

13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号に掲げる一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ ……略……

3 第1項第3号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 障害者基本法第2条第1号に掲げる障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの

ア～ウ ……略……

(2) 及び(3) ……略……

(4) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

4 ……略……

(使用料の決定)

第12条 市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、第14条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条及び令第16条第1項に規定する算定方法により算定した額とする。ただし、次条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず当該使用者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 ……略……

3 第1項に規定する近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び

13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ ……略……

3 第1項第3号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの

ア～ウ ……略……

(2) 及び(3) ……略……

(4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

4 ……略……

(使用料の決定)

第12条 市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、第14条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条及び令第15条第1項に規定する算定方法により算定した額とする。ただし、次条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず当該使用者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 ……略……

3 第1項に規定する近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び

令第16条第1項に規定する算定方法により算定した額とする。

(収入に関する報告)

第13条 市営住宅の利用者は、省令第7条に定めるもののほか、規則で定めるところにより、毎年6月30日までに市長に対し、収入に関する報告を行わなければならない。

(同居の許可)

第21条 市営住宅の利用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項に規定する許可を与えてはならない。

(使用の承継)

第22条 市営住宅の利用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第12条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する許可を受けようとする者又は現に同居する者が暴力団員であるときは、同項に規定する許可を与えてはならない。

(住宅の返還)

第27条 ……略……

2 使用者は、前項に規定する場合において、第23条第1項第1号の定めによる工作物があるときは、自己の費用でこれを撤去して原形に復さなければならない。

(保証金の還付等)

第28条 第11条第1項第2号に掲げる保証金は、市営住宅の返還の

令第15条第1項に規定する算定方法により算定した額とする。

(収入に関する報告)

第13条 市営住宅の利用者は、省令第8条に定めるもののほか、規則で定めるところにより、毎年6月30日までに市長に対し、収入に関する報告を行わなければならない。

(同居の許可)

第21条 市営住宅の利用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、省令第10条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の許可を与えてはならない。

(使用の承継)

第22条 市営住宅の利用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を受けようとする者又は現に同居する者が暴力団員であるときは、同項の許可を与えてはならない。

(住宅の返還)

第27条 ……略……

2 使用者は、前項に規定する場合において、第23条第1項第1号の規定による工作物があるときは、自己の費用でこれを撤去して原形に復さなければならない。

(保証金の還付等)

第28条 第11条第1項第2号に規定する保証金は、市営住宅の返還の

際、還付する。ただし、未納の使用料又は賠償金があるときは、保証金のうちからこれを控除する。

2及び3 ……略……

(収入超過者の使用料)

第30条 ……略……

2 前項に規定する使用料は、毎年度、第14条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び令第16条第1項に定める算定方法により算定する。

3 ……略……

(建替事業等に係る使用料の特例)

第39条 市長は、次の各号の一に該当する場合において、新たに使用を許可された市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項、第30条第2項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条及び令第16条第2項で定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

(1)及び(2) ……略……

2 ……略……

(明渡請求権)

第40条 ……略……

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた使用者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、損害賠償その他の請求をすることができない。

3 市長は、第1項第1号に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた使用者に対し、入居した日から請

際、還付する。ただし、未納の使用料又は賠償金があるときは、保証金のうちからこれを控除する。

2及び3 ……略……

(収入超過者の使用料)

第30条 ……略……

2 前項に規定する使用料は、毎年度、第14条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び令第15条第1項に定める算定方法により算定する。

3 ……略……

(建替事業等に係る使用料の特例)

第39条 市長は、次の各号の一に該当する場合において、新たに使用を許可された市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項、第30条第2項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条及び令第15条第2項で定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

(1)及び(2) ……略……

2 ……略……

(明渡請求権)

第40条 ……略……

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた使用者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。この場合、当該使用者は、損害賠償その他の請求をすることができない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた使用者に対し、入居した日

求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号まで及び第8号に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた使用者に対し、その請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

5 市長は、第1項第7号に該当することにより同項の規定による請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該使用者にその旨を通知しなければならない。

6 ……略……

から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号まで及び第8号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた使用者に対し、その請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

5 市長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該使用者にその旨を通知しなければならない。

6 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3項第4号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。